附　則 ［1・2　略］ （本府に置かれる企画官の設置期間の特例） 3　［略］ 4　本府に置かれる企画官（前項に規定するものを除く。）のうち二人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。 5　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**附　則** ［1・2　同上］ （本府に置かれる企画官の設置期間の特例） 3　［同上］ 4　本府に置かれる企画官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。 5　［同上］

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第十号

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、内閣府沖縄総合事務局長に委任する事務の範囲については、第一号の規定にかかわらず、第一号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が定めるものとする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第十一号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（沖縄総合事務局の部の所掌事務） **第四条**　農林水産部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務 ［イ～ホ　略］ ［三・四　略］ （総務部に置く課等） **第十二条**　総務部に、次の六課及び一室並びに調査官、監査官、情報管理官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 会計課 防災・危機管理課 調査企画課 跡地利用対策課 公正取引室	（沖縄総合事務局の部の所掌事務） **第四条**　農林水産部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務 ［イ～ホ　同上］ ［三・四　同上］ （総務部に置く課等） **第十二条**　総務部に、次の五課及び一室並びに調査官二人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を主任調査官とする。）並びに監査官、情報管理官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 会計課 調査企画課 跡地利用対策課 公正取引室